



※1 デイ・ヘルパーは更新時まで予防給付。ただし、本人の希望によりH29.4月以降、総合事業Aを利用することも可能。

※2 総合事業の趣旨を説明の上、原則、総合事業Aを利用するが、適正なアセスメントにおいて必要に応じて、

現行相当利用が望ましい場合はH30.3月まで現行利用も可とする。ただし、それまでの間でも早期に総合事業Aへ移行するよう、マネジメントを行うこと。

※3 適正なケアマネジメントの結果、現行相当が必要な場合は、サービス選択検討会議に諮り、会議の意見を参考にサービス選択を行うこと。

